

平成22年12月6日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年12月6日（月）開会：午後1時15分 閉会：午後4時03分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、上谷幸彦議長が出席
委員外議員として、森池とよたけ副議長が出席

4 傍聴議員

なし

5 一般傍聴者

1名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

（総合企画局）

総合企画局長 田原幸夫

企画総括室長 田村比佐雄

政策推進グループ長

時井一成

7 協議事項について

（1）議決事件の拡大について

当局からの確認事項

総合計画の基本計画の策定・変更・廃止を議決事件とするための条例（「西宮市議会の議決すべき事件に関する条例」をいう。以下同じ。）改正案を12月定例会に提案するに当たり、当局から本委員会に対し、当該改正案に関連にして確認したい事項があるため委員会に出席したい旨の要請がありましたので、総合企画局職員に出席し

ていただきました。

次に掲げる2点について当局から確認を求められたため、それぞれ次に掲げるとおり本委員会で確認しました。

【当局からの確認要請事項】

- ア 総合計画に基づくそれぞれの部門別計画の策定・変更・廃止については、改正後の条例の対象外か。
- イ 基本計画の策定・変更・廃止については市長が提案し、どういう場合に提案するかなどの取扱いについては、基本構想と同様でよいか。

【本委員会での確認事項】

- ア 部門別計画は、改正後の条例の対象外である。
- イ 本委員会の協議の中では、基本構想に加えて基本計画を議決の対象に含めるとの議論がなされただけであり、確認要請事項「イ」については特に想定しておらず、改めて取扱い等について議論が必要である。

条例改正案

12月3日に閉会した臨時国会では、各市町村に基本構想の策定を義務づける規定の削除を含んだ地方自治法の改正案が、引き続き、継続審査となりました。したがって、12月定例会に提案する条例改正案は、前回の委員会（11月25日開催）で事務局から提出された改正案のうち、現行の地方自治法を前提とした案とすることで、意見の一致を見ました。

（2）議員報酬の支給制限について

神戸市条例（「神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」をいう。以下同じ。）の規定について確認・検討すべき点、並びに本委員会で協議してきた内容と神戸市条例の相違点について、協議を行いました。本日の協議で意見の一致を見た事項はありません。1月開催の委員会から引き続き協議を行うことになりました。

（3）議会運営上のルールの整理について

会派のありかた

会派（又は交渉団体）の権利（できること）について、協議を行いました。

協議の結果、現時点においては、次に掲げる9項目とすることで意見の一致を見ました。

- ア 代表質問ができる。
- イ 一般質問の質問時間に会派加算分がある。
- ウ 議会運営委員を選出することができる。
- エ 特別委員を選出することができる。
- オ 広報委員を選出することができる。
- カ 「西宮市議会だより」に、議案等に対する会派の採決態度を掲載することができる。
- キ 会派として政務調査費の交付を受けることができる。

ク 会派ごとに議席を割り当てられる。(= 同じ会派に所属する議員同士の議席を近くする。)

ケ 会派ごとに控室を割り当てられる。(無所属議員の場合、控室は他の無所属議員と同室)

1月に開催される委員会では、会派の義務(しなければならぬこと)について協議を行います。

(4) 議会棟のセキュリティについて

前回の委員会では、概ね、次の二つの意見に集約されました。

3階市役所本庁舎と議会棟との連絡通路に機械式ロックの扉などを設置すべきであるとする意見(同連絡通路は議員と職員用とする意見)

同連絡通路に機械式ロックの扉は設置すべきでない、あるいは、そのような経費をかけずに、会派控室に鍵をかけるなどの対応で行うべきであるとする意見
本日の委員会では、各委員から改めて意見を聞きましたが、一致を見ませんので、採決を行いました。採決の結果、賛成多数で の意見を採用し、その費用を平成23年度予算として要望することに決定しました。具体的な方法等については、引き続き協議を行います。

(5) 議会予算について

地方議員年金制度の見直し

事務局より、地方議員年金制度の廃止に向けた動きについて説明がありました。

平成23年度予算

予算要望について、予算項目のうち意見が分かれているものについて協議を行いました。

協議の結果は、次のとおりです。

ア 本日、結論が出た事項

議員控室にあるテレビは、公費での予算化を行わない。

新議会発足に伴う経費のうち

- ・「自治六法」の購入費は、予算要求しない。
- ・退職議員懇親会賄費は、予算要求しない。
- ・防災服、長靴は、新人議員分を予算要求する。(ヘルメットは、事務局において既決予算で対応できるよう努力する。)

イ 引き続き協議を行う事項

管外視察旅費(常任委員会)

常任・議会運営委員長への報酬加算

議員互助会への市補助金

給湯業務の見直し

この協議事項については、次回の委員会(12月21日開催予定)が最後になります。次回の委員会では、各委員の意見を聞いたうえで意見が一致しない場合は、採決を行い、決定します。

6 その他

(1) 日程の確認

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年12月21日(火)午前10時～12時 (4号委員会室)

平成23年 1月 7日(金)午後 2時～ 4時 (3号委員会室)

1月19日(水)午前10時～12時 (3号委員会室)

2月 4日(金)午前10時～12時 (3号委員会室)

2月18日(金)午前10時～12時 (3号委員会室)

以 上